

京都市はぐくみ推進審議会条例施行規則

(分科会長)

第 1 条 京都市はぐくみ推進審議会（以下「はぐくみ審議会」という。）の児童福祉分科会（以下「分科会」という。）に分科会長を置く。

- 2 分科会長は、分科会に属する委員及び特別委員（以下「分科会員」という。）のうちから、会長が指名する。
- 3 分科会長は、分科会の事務を掌理する。
- 4 分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長の指名する分科会員がその職務を代理する。

(分科会の招集及び議事)

第 2 条 分科会は、分科会長が招集する。ただし、分科会長及びその職務を代理する者が在任しないときの分科会は、会長が招集する。

- 2 分科会長は、会議の議長となる。
- 3 分科会は、分科会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 分科会の議事は、出席した分科会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 分科会長は、分科会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果をはぐくみ審議会に報告しなければならない。

(部会長)

第 3 条 はぐくみ審議会及び分科会の部会ごとに部会長を置く。

- 2 部会長は、その部会に属する委員及び特別委員（以下「部会員」という。）のうちから、会長が指名する。
- 3 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第 4 条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者

が在任しないときの部会は、会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果をはぐくみ審議会に報告しなければならない。

(共同部会長)

第5条 京都市はぐくみ推進審議会条例第8条第3項の規定により共同して会議を開く複数の部会により構成される合議体（以下「共同部会」という。）ごとに共同部会長を置く。

- 2 共同部会長は、その共同部に属する委員及び特別委員（以下「共同部会員」という。）のうちから、会長が指名する。
- 3 共同部会長は、その共同部の事務を掌理する。
- 4 共同部会長に事故があるときは、あらかじめ共同部会長の指名する共同部会員がその職務を代理する。

(共同部の招集及び議事)

第6条 共同部会は、共同部会長が招集する。ただし、共同部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの共同部会は、会長が招集する。

- 2 共同部会長は、会議の議長となる。
- 3 共同部会は、共同部会員の4分の1以上が出席し、かつ、その共同部会を構成する各部会の部会員がそれぞれ一人出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 共同部の議事は、出席した共同部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 共同部会長は、共同部の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果をはぐくみ審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 はぐくみ審議会の庶務は、子ども若者はぐくみ局において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、はぐくみ審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 京都市青少年活動推進協議会条例施行規則

(2) 京都市子ども・子育て会議条例施行規則